

別添

最近改正:令和7年4月1日

消防用設備等の設置に係る運用基準



大阪・関西万博会場
提供：2025年日本国際博覧会協会

大阪市消防局

平成28年4月1日

第1章から第10章までの基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条、同法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び同法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）並びに大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号。以下「条例」という。）の規定により設置する消防用設備等について、第11章及び第12章の基準は、条例第3条の4、条例第9条の2の2、第12条、第12条の2、第13条及び第14条に規定する火炎伝走防止装置及び電気設備の位置、構造及び管理について、第13章の基準は、令第13条、規則第6条及び条例第41条の規定により電気設備及び火気使用設備に設置する消火設備について、運用上必要な事項を示すことを目的とする。

目次

第1章 消火設備

第1節 消火器具

第1	消火器	1
第2	簡易消火用具	2
第3	大型消火器	3
第4	特例基準	3

第2節 屋内消火栓設備

第1	用語の意義	6
第2	易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の設置	7
第3	水源	7
第4	加圧送水装置等	19
第5	配管	26
第6	屋内消火栓箱	30
第7	屋内消火栓	30
第8	1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）のホース及び筒先	30
第9	設置単位	31
第10	非常電源及び配線	31
第11	総合操作盤	31
第12	特例基準	31
別記1	加圧送水装置の固定配管に使用する可撓管継手の基準	35
別記2	結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準	40

第3節 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1	用語の意義	47
----	-------	----

第2	水源	47
第3	加圧送水装置等	47
第4	配管	50
第5	送水口	52
第6	制御弁	53
第7	自動警報装置	53
第8	末端試験弁	54
第9	ヘッドの設置方法	54
第10	補助散水栓	57
第11	設置単位	57
第12	非常電源及び配線	57
第13	総合操作盤	57
第14	特例基準	58

第3節の2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

第1	用語の意義	66
第2	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型	66
第3	特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲	68
第4	水源	69
第5	加圧送水装置等	70
第6	配管	72
第7	制御弁	73
第8	末端試験弁	73
第9	ヘッドの設置方法	74
第10	非常電源	74
第11	配線	74
第12	電源	74
第13	総合操作盤	75
第14	特例基準	75

第4節 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1	用語の意義	77
第2	水源	77
第3	加圧送水装置等	77
第4	配管	79
第5	放水区域	79
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	80
第7	送水口	80

第8	制御弁	80
第9	自動警報装置	80
第10	ヘッドの設置方法	80
第11	設置単位	81
第12	非常電源及び配線	81
第13	総合操作盤	81
第14	特例基準	81
第5節	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	
第1	用語の意義	82
第2	高天井の部分の取り扱い	82
第3	水源	83
第4	加圧送水装置等	84
第5	配管	85
第6	放水区域	85
第7	送水口	86
第8	制御弁	86
第9	放水型ヘッド等の設置方法	86
第10	設置単位	86
第11	非常電源及び配線	86
第12	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の認定評価について	87
第13	総合操作盤	87
第14	特例基準	87
第6節	水噴霧消火設備	
第1	用語の意義	89
第2	水源	89
第3	加圧送水装置等	90
第4	配管	91
第5	放射区域	91
第6	一斉開放弁又は手動式開放弁	92
第7	制御弁	92
第8	自動警報装置	92
第9	ヘッド	92
第10	設置単位	92
第11	非常電源及び配線	92
第12	総合操作盤	93
第13	特例基準	93

第7節	泡消火設備（低発泡を用いるもの）	
第1	用語の意義	94
第2	固定式に関する基準	94
第3	移動式に関する基準	98
第4	設置単位	104
第5	非常電源及び配線	104
第6	総合操作盤	104
第7	特例基準	104
第8節	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）	
第1	用語の意義	106
第2	全域放出方式に関する基準	106
第3	局所放出方式に関する基準	117
第4	移動式に関する基準	117
第5	非常電源及び配線	121
第6	総合操作盤	121
第7	特例基準	121
別記1	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の操作箱の基準	123
別記2	不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の逃がし弁の基準	125
別記3	工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順の例	126
第8節の2	不活性ガス消火設備（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）	
第1	用語の意義	132
第2	全域放出方式に関する基準	132
第3	非常電源及び配線	135
第4	総合操作盤	135
第5	特例基準	135
第9節	ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を放射するもの）	
第1	用語の意義	136
第2	設置場所	136
第3	全域放出方式に関する基準	137
第4	局所放出方式に関する基準	139
第5	移動式に関する基準	140
第6	非常電源及び配線	141
第7	総合操作盤	141
第8	特例基準	141

第9節の2 ハロゲン化物消火設備（HFC-23・HFC-227ea・FK-5-1-12を放射するもの）

第1	用語の意義	142
第2	全域放出方式に関する基準	142
第3	非常電源及び配線	143
第4	総合操作盤	144
第5	特例基準	144

第10節 粉末消火設備

第1	用語の意義	145
第2	全域放出方式に関する基準	145
第3	局所放出方式に関する基準	147
第4	移動式に関する基準	148
第5	非常電源及び配線	148
第6	総合操作盤	148
第7	特例基準	148

第11節 屋外消火栓設備

第1	用語の意義	151
第2	水源	151
第3	加圧送水装置等	151
第4	配管	152
第5	屋外消火栓箱	152
第6	屋外消火栓（ホース接続口）	152
第7	ホース及び筒先	153
第8	設置単位	153
第9	非常電源及び配線	153
第10	総合操作盤	153
第11	特例基準	153

第12節 動力消防ポンプ設備

第1	用語の意義	155
第2	水源	155
第3	常置場所	155
第4	放水用器具	155
第5	標識	155
第6	特例基準	156

第2章 警報設備

第1節 自動火災報知設備

第1	用語の意義	157
第2	警戒区域	158
第3	受信機	158
第4	感知器	161
第5	中継器	180
第6	音響装置	180
第7	発信機及び表示灯	184
第8	副受信機	184
第9	電源	184
第10	配線	185
第11	総合操作盤	190
第12	特例基準	190

第2節 ガス漏れ火災警報設備

第1	用語の意義	204
第2	機器	204
第3	警戒区域	205
第4	受信機	205
第5	ガス濃度指示警報装置	205
第6	検知器	205
第7	中継器	208
第8	警報装置	208
第9	電源及び配線	208
第10	総合操作盤	208
第11	特例基準	208

第3節 漏電火災警報器

第1	用語の意義	209
第2	契約電流容量の算定方法	209
第3	設置場所及び設置方法	210
第4	電源及び配線	214
第5	特例基準	215

第4節 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

第 1	用語の意義	219
第 2	歩行距離の測定	219
第 3	設置場所及び設置方法	219
第 4	電源及び配線	229
第 5	特例基準	230
第 6	設置推進対象物	231
第 7	規制外対象物に係る取り扱い	231
第 5 節	非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）	
第 1	用語の意義	232
第 2	設置場所及び設置方法	232
第 3	電源及び配線	233
第 4	特例基準	233
第 6 節	非常警報設備（放送設備）	
第 1	用語の意義	234
第 2	機器	235
第 3	設置場所及び設置方法	235
第 4	電源及び配線	242
第 5	総合操作盤	242
第 6	特例基準	242
別記	放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン	246
第 3 章 避難設備		
第 1 節	避難器具	
第 1	用語の意義	265
第 2	避難器具の選定	265
第 3	設置位置等の基準	265
第 4	避難器具専用室	273
第 5	特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具の取り扱い	273
第 6	標識	273
第 7	設置場所の明るさの確保	274
第 8	特例基準	274
第 2 節	誘導灯及び誘導標識	
第 1	用語の意義	285
第 2	避難口誘導灯	285

第3	通路誘導灯	295
第4	客席誘導灯	299
第5	誘導標識	301
第6	電源及び配線	307
第7	総合操作盤	307
別記	誘導灯の消灯並びに点滅機能及び音声誘導機能を 有する誘導灯の各装置の接続例	308

第4章 消防用水

第1	用語の意義	315
第2	水源	315
第3	取水部の設置場所	318
第4	標識	318
第5	特例基準	319

第5章 消火活動上必要な施設

第1節 排煙設備

第1	用語の意義	320
第2	設置方法	320
第3	非常電源及び配線	320
第4	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に係る取り扱い	321
第5	総合操作盤	321
第6	特例基準	321

第2節 連結散水設備

第1	用語の意義	323
第2	送水口	323
第3	選択弁	325
第4	配管	325
第5	送水区域の設定	326
第6	加圧送水装置及び水源	327
第7	散水ヘッド	328
第8	系統図	328
第9	排煙設備に係る取り扱い	328
第10	非常電源及び配線	328
第11	総合操作盤	328
第12	特例基準	328

第3節	連結送水管	
第1	用語の意義	329
第2	送水口	329
第3	配管等	330
第4	放水口	332
第5	放水用器具格納箱	334
第6	加圧送水装置等	334
第7	非常電源及び配線	337
第8	総合操作盤	337
第9	特例基準	338
第4節	非常コンセント設備	
第1	設置方法	340
第2	総合操作盤	342
第3	特例基準	342
第5節	無線通信補助設備	
第1	用語の意義	343
第2	使用周波数	343
第3	設置方法	343
第4	総合操作盤	347
別記1	漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線の性能及び材質	348
別記2	耐熱形漏えい同軸ケーブル、耐熱形同軸ケーブル及び 耐熱形空中線の性能及び材質	350
別記3	耐熱箱の性能及び材質	354
第6章	非常電源	
第1	用語の意義	355
第2	非常電源の設置種別	355
第3	非常電源専用受電設備	355
第4	自家発電設備	359
第5	蓄電池設備	367
第6	燃料電池設備	369
第7	非常電源回路等	370
第8	特例基準	380
別記1	負荷出力合計（K）の算出方法	396
別記2	発電機出力係数（R G）の算出方法	403

別記 3	発電機出力係数（R G）の算出式（詳細式）	409
別記 4	原動機出力係数（R E）の算出方法	412
別記 5	原動機出力係数（R E）の算出式（詳細式）	417
別記 6	諸元表	419

第 7 章 総合操作盤

第 1	用語の意義	431
第 2	総合操作盤の設置	432
第 3	防災センター等	435
第 4	特例基準	435

第 8 章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

第 1 節 パッケージ型消火設備

第 1	用語の意義	442
第 2	設置要件	442
第 3	設置維持の基準	442
第 4	特例基準	442

第 2 節 パッケージ型自動消火設備

第 1	用語の意義	445
第 2	設置要件	445
第 3	設置維持の基準	445
第 4	特例基準	450

第 3 節 特定駐車場用泡消火設備

第 1	用語の意義	451
第 2	特定駐車場用泡消火設備の区分	451
第 3	水源	453
第 4	泡消火薬剤	453
第 5	加圧送水装置等	453
第 6	配管	453
第 7	一斉開放弁	454
第 8	制御弁	454
第 9	自動警報装置	454
第 10	末端試験弁	454
第 11	ヘッドの設置方法	454
第 12	閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド	

	及び感知継手の認定評価について……………	454
第13	特定駐車場用泡消火設備の構成機器等の組み合わせに係る 特定機器評価（総合評価）について……………	455
第14	設置単位……………	455
第15	非常電源及び配線……………	455
第16	総合操作盤……………	455
第17	特例基準……………	455
第4節	特定小規模施設用自動火災報知設備	
第1	用語の意義……………	457
第2	特定小規模施設用自動火災報知設備の構成……………	457
第3	警戒区域……………	458
第4	受信機……………	459
第5	感知器……………	459
第6	中継器……………	459
第7	音響装置……………	459
第8	発信機……………	460
第9	副受信機……………	460
第10	電源……………	460
第11	配線……………	460
第12	無線式……………	460
第13	性能規定……………	461
第14	特例基準……………	461
第5節	複合型居住施設用自動火災報知設備	
第1	用語の意義……………	463
第2	警戒区域……………	463
第3	受信機……………	463
第4	感知器……………	463
第5	中継器……………	464
第6	音響装置……………	464
第7	発信機……………	465
第8	副受信機……………	465
第9	電源……………	465
第10	配線……………	465
第11	無線式……………	465
第6節	加圧防排煙設備	

第 1	用語の意義	466
第 2	適用対象	466
第 3	設置方法	466
第 4	非常電源及び配線	472
第 5	総合操作盤	472
第 6	特例基準	472
第 7 節	特定共同住宅等	
第 1	用語の意義	473
第 2	共住省令	474
第 3	位置・構造告示	475
第 4	構造類型告示	491
第 5	共同住宅用スプリンクラー設備	506
第 6	共同住宅用自動火災報知設備	507
第 7	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	508
第 8	特例基準	509
第 9 章	配管の摩擦損失水頭	
第 1	用語の意義	515
第 2	配管の摩擦損失	515
第 3	ループ配管	515
第 10 章	標識類	
第 1	標識の表示基準	534
第 11 章	火炎伝走防止装置	
第 1	用語の意義	543
第 2	設置対象範囲等	543
第 3	消火装置	544
第 4	燃料供給の連動停止等	549
第 5	ダクトの風速及びダンパー	549
第 6	電源・配線	549
第 7	防火ダンパー	550
第 8	排気ダクト等	550
第 12 章	電気設備	
第 1	燃料電池発電設備	551
第 2	変電設備	552

第3	急速充電設備	556
第4	内燃機関を原動力とする発電設備	558
第5	蓄電池設備	561
別記	電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）について （日本産業規格 J I S C0920）	564

第13章 電気設備及び火気使用設備に係る消火設備

第1	電気設備が設置されている部分に関する基準	566
第2	多量の火気を使用する部分に関する基準	568
第3	特例基準	570
第4	その他の取扱い	572

第14章 雑則

第1	その他	574
----	-----	-----

凡 例

無印：法令基準

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく消防庁長官告示並びに大阪市火災予防条例により規定されている消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準並びに電気設備等の位置、構造及び管理の基準（消防庁予防課長通知等で示されている法令解釈基準を含む。）

◆：行政手続法上の行政指導に該当する事項（行政指導基準）

本市における地域特性、設置実績、災害発生状況等の実績に鑑み、上記法令基準以外の基準について、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導基準